

中国残留邦人等支援給付世帯の水道料金・下水道使用料の減免について

◆減免の対象は？

次の①・②ともに当てはまる世帯です。(水道局から直接請求されていないお客さまは③も)

- ①水道を使用している世帯全員が中国残留邦人等に対する支援給付を受給している。
- ②仙台市内にお住まいで生活用として水道を使用している。
- ③水道等の使用に対する費用を管理会社等へ支払っている。

☆☆☆ 重 要 ☆☆☆

建物や水道のご使用状況等によっては、減免の対象にならない場合があります。

◆減免額は？

【水道局から直接請求されているお客さま】

水道料金の基本料金及び下水道使用料の全額を減免して請求します。

1ヶ月あたりの 減免額 (消費税10%を含む)	ご使用の メータ口径	水道料金の 基本料金	下水道使用料
	口径 13 mm	638 円	全 額
	口径 20 mm	1,375 円	

☆☆☆ 重 要 ☆☆☆

水道料金の従量料金（使用した水量に対する料金）は請求いたします。

【水道局から直接請求されていないお客さま】

水道料金の口径 13 mmの基本料金と下水道使用料全額のそれぞれに相当する額を**減免期間終了後に**、ご希望の口座又は料金センターの窓口にて支払いいたします。

1ヶ月あたりの 減免額 (消費税10%を含む)	水道料金の口径 13 mmの基本料金	下水道使用料
	638 円	お支払いになった下水道使用料に相当する 下水道使用料全額

☆☆☆ 重 要 ☆☆☆

減免相当額をお支払いする手続きの際に、水道料金と下水道使用料の領収書を提出していただくこととなりますので大切に保管してください。

なお、お支払の対象となるのは、居住している間に水道局で建物の検針を行った期別となります。お引越後の検針に対する月分は、領収書を提出していただいてもお支払できません。

詳しくは、減免期間終了後（5月頃）にお送りする「還付のご案内」をご確認ください。

◆減免期間は？

4月から翌年3月までの1年間です。

ただし、期間の途中で減免の申請をされた方は、申請いただいた日（支援給付の適用日ではありません）の翌月から3月までの期間の減免となります。

※申請前の期間にさかのぼって減免を適用することはできません。

☆☆☆ 重 要 ☆☆☆

同意書を提出されなかったお客さまは、**毎年**申請が必要です。

◆減免の申請場所は？

支援給付金の支給を受けている区の区役所保護課で申請してください。

◆申請に必要な書類は？

翌年度以降も自動で更新を希望する場合は水道料金等減免申請にかかる同意書

※用紙は各区役所の保護課にあります。

代理人が申請の場合は委任状

◆減免申請の結果は？

減免が適用になるか審査を行い、結果を郵送でお知らせします。

審査を行うにあたり、担当者からあらためて生活状況等をお電話でおたずねすることがあります。お電話は夜または土日になることもありますが、ご了承願います。

◆（減免適用期間中）こういう場合は？

- ・中国残留邦人などに対する支援給付受給が廃止になった。
- ・引っ越しした。

減免の適用は終了となります。必ず下記〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。ご連絡が遅れると、さかのぼって減免額をお返しいただくこともあります。

※中国残留邦人等支援給付が廃止になった場合でも、非課税世帯を対象とする減免制度が適用になる場合もありますので、ご相談ください。

仙台市内で引っ越しした場合のうち、減免の要件を満たす場合であれば、引き続き減免を受けることができます。その時は、転居継続申請書を提出していただく必要があります。**申請書の提出がないと、新しい住所地では減免が適用になりません。**

- ・水道をご使用になっている方が増えた。
- ・水道をご使用になっている方が減った。
- ・水道をご使用になっている方の氏名が変更になった。

届出が必要です。下記〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉

仙台市水道局 南料金センター TEL 022-304-0020

月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝休日、12月29日～1月3日を除きます）